

ISPM No. 15 の改正

〔概要〕

本改正は現行の ISPM No.15 の実施経験を基に、運用上不都合な点及び不明瞭な点を解決するとともに、消毒処理、効果の確認方法、樹皮の病害虫リスクに関し、新たな情報に基づいた見直しを行っている。また、改正にあたり、熱処理を含む臭化メチル代替処理の促進及び利用、臭化メチル排出量を削減するための技術の使用など木材こん包材を対象とした臭化メチルの使用を削減するための方策についても考慮している。

〔経緯〕

- ・2002 年 3 月、現行 ISPM No. 15 が承認
- ・2006 年 4 月、総会で改正案の作業プログラムへの追加承認
- ・2006 年 5 月、基準委員会で仕様書が採択
- ・2007 年 7 月、森林検疫に関する技術会議パネルで原案作成
- ・2008 年 5 月、基準委員会で各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
【主な変更点】 1. 規制対象品の明確化 （1）タケ、ヤシ等を規制対象として追加。 （2）高度に加工されたワイン、葉巻等の贈答用木箱、醸造用樽等を除外。 2. 木材こん包材の再利用に関する取り扱い 消毒済みの表示があるこん包材を再利用(Reuse)、修理(Repair)、再組立(Remanufacture)する場合の取扱いを規定。 （1）部材を取り替えることなく再利用する場合、追加措置不要。 （2）3 分の 1 以下の部材を取り替える場合を修理(Repair)とみなし、	・修理又は再組立の基準である 3 分の 1 の定義・根拠が不明である。また、再処理の手間を要することから、再組立された木材こん包材についても修理された木材こん包材の場合と同様、「輸出国の国家植物防疫機関が、全て消毒済みの部材を使用していることが保証できない場合に限り再処理が必要」との取扱いにすべき。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
全て消毒済みの部材を使用。全ての部材が消毒されているか保証できない場合、木材こん包材全体を再度処理する。この場合、それ以前に付されていた消毒済表示は削除し、再処理後新しい表示を行う。 (3) 3分の1以上の部材を取り替えた場合を再組立(Remanufacture)とみなし、木材こん包材全体を再度処理する。この場合、それ以前に付されていた消毒済表示は削除し、再処理後新しい表示を行う。 3. 樹皮の除去 所定の消毒措置に加え、樹皮を除去。 ただし、①幅3cm未満の場合、及び②幅3cm以上かつ部材当たりの表面積50cm²未満の場合はその限りではない。 4. 臭化メチル処理 (1)臭化メチルくん蒸の効果確認に最小CT値を導入。 (2)臭化メチル処理の適用に関する戦略及び方法を規定。 5. 木材こん包材の処理マーク (1)処理コード(MB、HT)の表示を削除。 (2)処理マークのバリエーションの例が6種類提示 (3)ダンネージのマーキングの確保	・樹皮の危険性は理解するものの、その基準とされている「幅3cm」、「面積50cm²」で区別する根拠を明確にすべき。 ・ダンネージへの樹皮の除去の適用は、実態上困難が想定される。このため、ダンネージについては「できる限り除去する」とするなど努力規定にすべき。 ・実施された処理が適切に行われたかどうかの確認にCT値が導入されたことから、CT値の計算式を明記すべき。 ・断面20cm以上の部材に対する臭化メチル処理を行ってはならないとする根拠を明らかにすべき。 ・処理コード(MB、HT)の表示を削除する合理的な理由はない。また、マークのデザインの変更が必要となり、マークを作成し直すという負担がかかる。このため、現行のままとすべき。 ・ステンシルの隙間を境界線にだけ認めることは、ステンシル作成が困難になるため、記号、文字及び数字についても隙間を認めるべき。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
	・ ダンネージへのマーキングを確保することは、実態上困難が想定される。このため、ダンネージについては、現行の措置と同等のものとすべき。

植物検疫上のリスクによる品目の分類

〔概要〕

本基準は、植物及び植物生産物を加工方法及び程度、使用目的により分類し、病虫害が寄生する可能性及び植物検疫規制の必要性を決定するためのガイドラインを提供するもの。加工方法及び程度、使用目的ごとに4つのカテゴリーに分類されている。

〔経緯〕

- ・2004年4月、総会で作業プログラムへの追加承認
- ・2004年4月、基準委員会で仕様書が採択
- ・2006年9月、専門家作業部会で原案作成
- ・2007年6月、各国協議
- ・2007年11月、基準委員会で検討の結果、スチュワードが基準委員会及びFAOの食品加工専門家の意見を基に修正することとなった
- ・2008年5月、基準委員会で各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
1. カテゴリー1（附属書1） 病虫害の寄生又は分散の可能性がない程度までの加工処理。植物検疫措置を適用しない。 例：炭化处理、抽出、発酵、凍結、モルティング、低温殺菌、液体保存、ロースト、滅菌、砂糖漬け、柔軟化 2. カテゴリー2（付属書2） 病虫害の寄生又は分散の可能性が残る加工処理。使用目的を考慮した病虫害危険度解析（PRA）を実施し、植物検疫措置を決定。 例：木片化、細断、調理、破碎、乾燥、剥皮、塗装、搗精、収穫後の取扱、裏ごし	・附属書1及び2の表の構成について、加工処理の種類と程度を明確に規定するため、炭化处理、発酵、低温殺菌、調理、破碎等の加工方法を基にした分類から、チャコール、低温殺菌ジュース、調理された食品、破碎されたナッツ、乾燥果物等のように具体的な品目を基にした分類にすべき。 ・附属書2の「Post-harvest handling（収穫後の取扱）」に関して、選別、分類、洗浄、ブラッシング等の措置は、加工とは別のカテゴリーであるため、附属書2から削除すべき。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
3. カテゴリー 3 消費・加工用であって加工処理されていない品目。病虫害危険度解析（PRA）を実施し、植物検疫措置を決定。 例：生果実、野菜、切り花 4. カテゴリー 4 栽植用であって加工処理されていない品目。病虫害の侵入及びまん延の可能性が高い。病虫害危険度解析（PRA）を必ず実施し、植物検疫措置を決定。 例：種子、種ばれいしょ、栽培される植物	

ミバエ類のトラッピング（ISPM No. 26 の附属書）

〔概要〕

本附属書は、ミバエ類のトラップ調査方法に関する情報を提供するもので、ISPM No.26「ミバエ類の病虫害無発生地域の設定」の附属書として作成されているが、病虫害低発生地域(ALPP)や病虫害(PFA)などのその他の ISPMs にも適用できるものである。ミバエ類の発生状況、防除状況、使用場面、調査目的に応じ、トラップ調査方法について詳述している。

〔経緯〕

- ・2006 年 4 月、総会で作業プログラムへの追加承認
- ・2006 年 5 月、基準委員会で仕様書が採択
- ・2007 年 11 月、ミバエに関する技術パネルで原案作成
- ・2008 年 5 月、基準委員会で各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
1. トラップ調査対象地域の状況及び調査目的 ミバエ類の発生地域/無発生地域、農業地域/市街地域、発生範囲の特定、無発生の証明等、調査目的等の違いに対応したトラップ調査方法について説明している。 2. トラッピングシステム トラップ調査で使用する器具、機材（誘引剤、殺虫剤、トラップ用装置）、手順についてミバエの種類ごとに説明している。 3. トラップ設置密度 各トラップ調査の目的に応じた誘引剤、設置位置、密度、調査頻度等を、ミバエの種類ごとに記載している。 4. 境界設定調査 境界設定調査はミバエ類無発生地域への境界線を決定し、それが異常発生であるかどうかを判別するよう設定するものである。	・捕殺虫体を蟻の食害から保護するため、トラップ内に蟻が侵入しないよう、つり下げる資材に接木用塗布剤を塗布すべき。 ・モニタリング/検出調査と境界設定調査に関して、両調査とも同じ誘引剤を使用しているため、交換頻度も同じであるべき。もし、交換頻度を変えるのであれば、その必要性を明記すべき。

ISPM No. 5(植物検疫用語集)の改正

〔概要〕

ISPM No. 5 は、IPPC 及び ISPMs の履行のために国際的に調和された用語の定義・使用法を提供するために作成されている用語集である。以下の用語に関して、ISPM No. 5 に追加又は修正されることが提案されている。

〔経緯〕

- ・ 2002 年 4 月、ISPM No. 5 が採択
- ・ その後、植物検疫用語に関する技術パネル（TPG）を中心に新たな ISPMs の作成等に伴い、新たな定義が必要（不要）となった用語の加除、修正が継続的に検討されている。
- ・ 2008 年 5 月、基準委員会で各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
〈新規用語の定義〉 <u>1.incidence (of a pest) （（有害動植物）の発生）</u> 病虫害の被害を受けているサンプル、積荷、圃場その他の定義された母体集団中の個体群の比率又は数 <u>2.tolerance level（許容レベル）</u> 病虫害の防除又はまん延や侵入の防止のための行動をとる閾値となるような病虫害の発生状況（発生率） <u>3.phytosanitary security (of a consignment) （（積荷）の植物検疫上の安全性）</u>	・ 有害動植物の発生状況については、被害状況のみでなくトラップ調査における有害動植物そのものの発生状況を加えるため、以下の文言を追加すべき。 Proportion or number of units or pest in a sample, consignment, field or other defined population that is affected by a pest. ・ 積荷の斉一性を確認する手段として、「植物検疫証明書」で検証するため、以下の文言を追加すべき。 Maintenance of the integrity of a consignment and prevention of its

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
適切な植物検疫措置の適用により、規制有害動植物の侵入や汚染を防止し、積荷の斉一性を維持すること <u>4. corrective action plan (in an area) (是正措置計画)</u> 有害動植物が検出された場合、又は植物検疫上の目的で公的に境界設定された地域で特定の有害動植物の発生が一定のレベルを超えた場合、実施される植物検疫措置の計画 〈定義の修正〉 <u>5. compliance procedure (for a consignment) (積荷に対する要求事項遵守手続き)</u> 積荷が輸入又はトランジットに関する植物検疫要求事項に適合していることを証明するための公的な手続き。 <u>6. Intended use (使途)</u> 植物、植物生産物又はその他の品目が輸入、生産又は使用される目的 <u>7. reference specimen (参考標本)</u> 同定、検証、確認の目的で、収集保存されている標本	infestation and contamination by regulated pests <u>as attested in the phytosanitary certificate attached to the consignment</u>, through the application of appropriate phytosanitary measures. ・ 是正措置計画に文書化は必須なものでないため、文書化の文言を削除すべき。 Documented plan of phytosanitary actions to be implemented if a pest is detected or a specified pest level is exceeded in an area officially delimited for phytosanitary purposes.

植物検疫用語に関連した生物多様性条約の専門用語 (ISPM No. 5 の補足)

〔概要〕

本案は、ISPM No. 5 の補足としての位置づけであり、侵入病害虫に関して IPPC と生物多様性条約 (CBD) の間での用語の違いを明確にするためのガイダンス。

本案では、以下の専門用語について、それぞれ IPPC 及び CBD の定義を併記。

〔経緯〕

- ・ 2002 年 4 月、ISPM No. 5 が採択
- ・ 2007 年 10 月、植物検疫用語に関する技術パネル (TPG) で原案作成
- ・ 2008 年 5 月、基準委員会で各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
<u>1. Alien species (外来種)</u> CBD 定義: 過去あるいは現在における自然分布を越えて侵入した種、亜種又はそれより下位の分類群。生存、生殖できる種の配偶子、種子、卵、胚芽を含む。 IPPC 定義: 地域に非固有種であって、侵入したあらゆる態の生物の個体又は個体群。 <u>2. Introduction (侵入)</u> CBD 定義: 自然分布の範囲（過去あるいは現在）を越えた人為作用による間接的又は直接的な、外来種の移動。 IPPC 定義: 人為作用により、固有種である地域から非固有種である地域に直接的に、又は（固有種である地域から一つ又はいくつかの非固有種である地域を通り）間接的に、ある種が入り込むこと。 <u>3. Invasive alien species (侵入外来種)</u> CBD 定義: 侵入又はまん延が生物多様性に脅威を及ぼす外来種。	・ 現段階において、IPPC と CBD の定義の違いを明確にする必要性が低いことから、非公式の解説書あるいは付録とすべき。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
IPPC 定義:定着又はまん延が植物にとって有害であり(又は有害な影響を持ち)、植物にとって潜在的に有害であること(又は潜在的に有害な影響を持ち)が病虫害危険度解析によって示された外来種。 <u>4. Establishment (定着)</u> CBD 定義:外来種が新しい生息場所で生存を継続する可能性を持った子孫を生み出す過程。 IPPC 定義:外来種が入り込んだ地域における生息場所で、繁殖に成功して定着すること。 <u>5. Intentional introduction (意図的侵入)</u> CBD 定義:自然分布の範囲を越えた外来種の人間による意図的な移動及び/又は放出。 IPPC 定義:環境への放出を含む、非固有種の意図的な移入。 <u>6. Unintentional introduction (意図的でない侵入)</u> CBD 定義:その他すべて意図的でない導入。 IPPC 定義:貿易された荷口による非固有種の入り込みであって、寄生、汚染又は人間が媒介する経路によるもの(旅客荷物、車、運河等)。 <u>7. Risk analysis (危険度解析)</u> CBD 定義:危険度解析とは、(1) 科学的情報を使った外来種の侵入の結果及び定着の可能性の評価(2) 社会経済的、文化的要素を考慮した、危険度を軽減又は管理するための措置の識別。 IPPC 定義:危険度解析とは、(1) ある地域に入り込んだ外来種の定着とまん延の可能性の評価(2) 関連する潜在的な好ましくない結果の評価(3) そのような定着とまん延のリスクを軽減するための植物検疫措置の評価と選択。	

隔離施設の構造と運営

〔概要〕

本基準は、輸入された植物の隔離検疫中における病虫害の分散防止を図るために必要な施設の要件と運営のガイドラインである。輸入される植物に関連する有害動植物の危険度を踏まえ、植物隔離検疫 (PEQ) 施設を封じ込めレベルに応じて 4 つのレベルに分け、各々、施設の立地、物理的要件及び運営要件を記述している。

〔経緯〕

- ・ 2004 年 4 月、総会で作業プログラムへの追加承認
- ・ 2004 年 11 月、基準委員会で仕様書が採択
- ・ 2005 年 5 月 専門家作業部会で原案作成
- ・ 2006 年 5 月、基準委員会で検討の結果、専門家作業部会へ差し戻し
- ・ 2008 年 5 月、基準委員会に修正案が提出され、各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
1. 植物隔離検疫 (PEQ) 施設のレベル 輸入される植物に関連する有害動植物の危険度を 4 つのレベル (PEQ 1 ~PEQ 4) に分け、それぞれのレベルに対応した封じ込めができる立地、物理的要件、運営要件について説明している。 2. 付録 封じ込めレベルに応じた施設の物理的要件 (オートロックドア、排水処理、空気圧傾斜)、運営要件 (防護服、立入制限、退出時の手洗い、備品の汚染除去) を提示している。	植物隔離検疫施設からの排水を消毒し施設外に排出する設備を備えるべき。

国際貿易における無菌ばれいしょの増殖資材及びミニチューバー

〔概要〕

本基準は、無菌培養により作出されたばれいしょ増殖用資材（マイクロチューバー）やミニチューバーのうち、国際移動されるものについて、その生産、維持、証明制度、国家植物防疫機関の責任、スタッフの適正化、文書化、監査の要件に関するガイドラインである。

〔経緯〕

- ・2004年4月、総会で作業プログラムへの追加承認
- ・2004年4月、基準委員会で仕様書が採択
- ・2005年9月、専門家作業部会で原案作成
- ・2006年5月、基準委員会で検討の結果、専門家作業部会へ差し戻し
- ・2008年5月、基準委員会に修正案が提出され、各国協議案として承認

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
1. 国家植物防疫機関の責任 ばれいしょ増殖用資材の生産に使用される施設は、輸出国の国家植物防疫機関によって公的に承認されるか、又は直接運営されること。 2. ばれいしょ増殖用資材の生産 輸入国によって指定された規制有害動植物の検定、密閉・殺菌された環境下における増殖用資材の清浄性保全、増殖するための管理システム及び資材の二次汚染や感染を防止するための手順を記載。 3. その他 本管理システムの実行のためには、①スタッフの資質向上（ばれいしょ増殖資材及びミニチューバーの生産技術の向上、診断試験等）、②管理システム、マニュアル、トレーサビリティ（追跡能力）に関する文書の整備、③すべての施設に対する少なくとも12カ月ごとの監査、等が必要としている。	実際の運用には、無菌ばれいしょ増殖用資材及びミニチューバーの無病検定方法及び検定手順についての基準が必要となる。

① 各国協議された基準案の概要	② 我が国コメントの概要
4. 付属書 ばれいしょ増殖施設、ミニチューバー生産施設の要件として、物理的構造、設備機器及び管理手順に含むべき条件が例示されている。	